

# 利用者のために

## 1 調査の目的

本調査は、食品産業に属する事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業（喫茶店を除く一般飲食店）の事業所）を対象として、水産物の主要品目別の仕入先別仕入量等を把握することにより、食品産業の各部門・業種（業態）間における量的なフロー（流通経路・規模）を明らかにし、食品流通構造改善施策等の推進に資することを目的に実施した。

## 2 根拠法規

本調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく、総務大臣の承認を受けた承認統計調査として実施した。

## 3 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

## 4 調査の範囲及び調査対象期間

- (1) 調査の範囲は全国とした。
- (2) 調査対象期間は、平成15年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の1年間とした。

## 5 調査品目

調査品目は、国内産水産物17品目、輸入水産物10品目、輸入一次加工原料水産物5品目とし、調査品目の細目は下表のとおりである。

ただし、輸入一次加工原料水産物については、自事業所で製造する製品等の原料として輸入されたものに限定し、食品製造業及び外食産業のみ調査対象とした。

調 査 品 目
○国内産水産物(17品目) いわし類、かつお類、さば類、まぐろ類、さけ・ます類、あじ類、たら類、ぶり類、さんま、ほっけ、いか類、たこ類、ほたてがい、かき、のり、こんぶ類、わかめ類
○輸入水産物(10品目) さば類、まぐろ類、さけ・ます類、ひらめ・かれい類、にしん、えび類、かに類、あさり類、はまぐり類、わかめ類
○輸入一次加工品(5品目) たら類、いとより、うなぎ、いか類、えび類

## 6 調査対象

調査対象は、次の業を営む事業所とした。

(1) 食品製造業

日本標準産業分類による食料品製造業を営む事業所のうち、水産物を原材料とする製造品（食料品）を出荷している事業所

(2) 食品卸売業

日本標準産業分類による食品卸売業を営む事業所のうち、水産物を販売している事業所

(3) 食品小売業

日本標準産業分類による食品小売業を営む事業所のうち水産物を販売している事業所

(4) 外食産業

日本標準産業分類による外食産業を営む事業所

## 7 標本の選定（抽出）方法

(1) 調査は、標本調査（食品卸売業のうち、商社については全数調査）により行った。

(2) 標本は、食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業について、それぞれ次に該当する事業所を「9 業種分類」に示す業種（業態）小分類別、「10 規模階層区分」に示す規模階層別、都道府県別に区分し、それぞれの区分から無作為に抽出した。

ア 食品製造業

「平成12年工業統計調査」結果における食料品製造業の事業所のうち、水産物を原材料とする製造品（食料品）を出荷（年間販売）している事業所

イ 食品卸売業

「平成14年商業統計調査」結果における各種商品卸売業、飲食料品卸売業の事業所のうち、水産物を販売している事業所

ウ 食品小売業

「平成12年工業統計調査」結果における各種商品小売業（百貨店については食料品を販売している事業所）、飲食料品小売業の事業所のうち、水産物を販売している事業所

エ 外食産業

「平成13年事業所・企業統計調査」結果の事業所のうちの一般飲食店（喫茶店を除く。）を営む事業所

(3) 標本数は、業種（業態）小分類別、規模階層区分別に定め、それぞれ都道府県別に事業所数に比例して配分した。

業種別の標本数は、食品製造業は659事業所、食品卸売業は2,383事業所、食品小売業は5,095事業所、外食産業は1,807事業所とした。

## 8 調査事項

調査事項は以下に掲げるとおりとした。

調 査 事 項	食 品 製 造 業	食 品 卸 売 業	食 品 小 売 業	外 産 食 業
国内産・輸入別水産物の品目別年間仕入量	○	○	○	○
国内産・輸入別水産物の品目別仕入先別仕入量割合	○	○	○	○
国内産・輸入別水産物の品目別仕入形状別割合	○	○	○	○
輸入一次加工原料水産物の品目別年間仕入量	○	—	—	○
輸入一次加工原料水産物の品目別仕入先別仕入量割合	○	—	—	○
輸入一次加工原料水産物の品目別仕入形状別割合	○	—	—	○

## 9 業種分類

### (1) 食品製造業

業種（業態）小分類（食品流通構造調査（水産物調査））	日本標準産業分類
畜産食料品製造業	畜産食料品製造業
水産食料品製造業	水産食料品製造業
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
調味料製造業	調味料製造業
パン・菓子製造業	パン・菓子製造業
冷凍調理食品製造業	冷凍調理食品製造業
惣菜製造業	惣菜製造業
その他の食料品製造業	糖類製造業
	精穀・製粉業
	めん類製造業
	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業
	豆腐・油揚製造業
	あん類製造業
	他に分類されない食料品製造業

(2) 食品卸売業

業種（業態）小分類（食品流通構造調査（水産物調査））	日本標準産業分類
卸売市場 卸売業者（産地） 卸売業者（消費地） 仲卸業者	※1
生鮮魚介卸売業	生鮮魚介卸売業
商社	各種商品卸売業
その他の卸売業	米麦卸売業 雑穀・豆類卸売業 野菜卸売業 果実卸売業 食肉卸売業 その他の農畜産物・水産物卸売業 食料・飲料卸売業

※1 食品卸売業のうち、卸売市場内で営業している事業所を卸売業者及び仲卸業者とした。

(3) 食品小売業

業種（業態）小分類（食品流通構造調査（水産物調査））	日本標準産業分類
百貨店・総合スーパー	各種商品小売業
各種食料品小売業	各種食料品小売業
鮮魚小売業	鮮魚小売業
乾物小売業	乾物小売業
コンビニエンスストア	※2
その他の飲食料品小売業	食肉小売業 野菜・果実小売業 菓子・パン小売業 米穀類小売業 その他の飲食料品小売業

※2 商業統計「業態分類」により、食品小売業のうち、営業時間が14時間以上あるいは終日営業で、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、セルフサービス方式を採用し、飲食料品を取り扱っている事業所をコンビニエンスストアとした。

(4) 外食産業

業種（業態）小分類（食品流通構造調査（水産物調査））	日本標準産業分類
一般食堂	一般食堂 ※3
日本料理店	日本料理店
西洋料理店	西洋料理店
中華料理店	中華料理店
焼肉店	焼肉店 ※4
東洋料理店	東洋料理店 ※4
すし店	すし店
お好み焼き店	お好み焼き店 ※4
その他の一般飲食店	その他の一般飲食店

※3 日本料理店、西洋料理店、中華料理店、焼肉店及び東洋料理店を除く。

※4 「平成13年事業所・企業統計調査産業分類」による分類。

## 10 規模階層区分

業 種	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層
食品製造業 〔水産物を原材料とした 製品の出荷額〕	1億円未満	1～5億円未満	5～20億円未満	20億円以上
食品卸売業 〔水産物の年間販売額〕	3億円未満	3～10億円未満	10～30億円未満	30億円以上
食品小売業 〔水産物の年間販売額〕	4,000万円未満	4,000万円～ 1億円未満	1～2億円未満	2億円以上
外食産業 〔従事者数〕	4人以下	5～9人	10～29人	30人以上

## 11 調査方法

調査は、調査票を統計・情報センターの職員が配付し、郵送回収による自計申告調査とした。

なお、水産物の年間販売額等が一定規模以下（食品製造業については水産物を原材料とした製品の出荷額が5億円未満、食品卸売業及び食品小売業については、水産物の年間販売額がそれぞれ10億円未満、1億円未満、外食産業については、従事者数規模が4人以下の事業所）については、往復郵送（統計・情報センターから郵送により調査票を送付・回収する）による自計申告調査とした。

## 12 回収率

業 種	回収標本数	回収率
食品製造業	381事業所	58%
食品卸売業	1,145事業所	48%
食品小売業	2,858事業所	56%
外食産業	986事業所	55%

## 13 調査期間

調査は、平成16年9月下旬から11月下旬までの間に実施した。

## 14 調査結果の集計方法

### (1) 推定方法

ア 業種（業態）小分類、規模階層別の推定

$$Ti = \sum_{j=1}^L \frac{Nj}{nj} \sum_{k=1}^{nij} xijk$$

$Ti$  :  $i$  規模階層の集計対象項目  $x$  の合計の推定値

$L$  : 規模階層の数

$Nj$  :  $j$  規模階層の大きさ

$nj$  :  $j$  規模階層から抽出した標本の数

$nij$  :  $j$  規模階層から抽出した標本のうち、調査の結果、 $i$  規模階層に属した標本数

$xijk$  :  $j$  規模階層から抽出した標本で、調査の結果、 $i$  規模階層に属したものの  $k$  番目の標本の集計対象項目  $x$  の調査値

イ 業種（業態）小分類、業種計の推定

それぞれの内訳の推定値の合計とした。

注1 : 集計に用いた標本は調査結果を回収した調査客体である。

2 : 業種小分類の変更があった標本はなかった。

3 : 仕入先別、仕入形状別仕入量は、全体仕入量にそれぞれの割合を乗じて上記の式を用いて算出した。

### (2) 推定値の実績精度

水産物の年間仕入量（国内産水産物、輸入水産物及び輸入一次加工原料水産物の合計値）に対する標準誤差（率）の算出を行った結果は以下のとおりである。

業 種	水産物の年間仕入量の推定値	標準誤差	標準誤差率
食品製造業	466万2千 t	48万1千 t	10.3%
食品卸売業	1,445万6千 t	172万7千 t	11.9%
食品小売業	191万千 t	12万 t	6.3%
外食産業	42万3千 t	1万9千 t	4.6%

$$\text{注：標準誤差率} = \frac{\text{標準誤差}}{\text{推定値}} \times 100$$

## 15 用語の説明

主な項目の用語の説明は、次のとおりである。

### (1) 仕入先区分

ア 漁協等

生産者（魚類、水産動物類、貝類及び海藻類を採捕、生産する者）、集出荷団体等（生産者などから委託を受けて、水産物を集荷し出荷する団体で、①水産業協同組合、②個別生産

者により任意に組織された団体、③産地仲買人、産地問屋等をいう。ただし、卸売市場を開設する漁業協同組合は、産地卸売市場とする。)をいう。

#### イ 産地卸売市場卸売業者

漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売りのため、その水産物の水揚地に開設された市場であってその市場を開設している漁業協同組合又はその市場内で販売する事業所をいう。

#### ウ 消費地卸売市場

##### (ア) 卸売業者

消費地の卸売市場内において、生鮮食品等を継続的かつ計画的に集荷し、仲卸業者又は売買参加者に販売する事業所をいう。

なお、この場合において、物流は産地から取引先に直接流れ、卸売市場を経由せず、商流（代金の支払い）のみ卸売市場内の卸売業者を経由する取引についても含める。

##### (イ) 仲卸業者

消費地の卸売市場の開設者（地方自治体）の許可を受けて、卸売市場内に店舗をもち、卸売業者から買い受けた食品を仕分け、調整して小売商、大口需要者等に販売する事業所をいう。

#### エ 商社

海外取引を行う総合商社、専門商社及び輸入業社をいう。

#### オ その他の卸売業

食材卸問屋、場外問屋及び食品問屋など卸売市場以外で食品を卸売する事業所をいう。

#### カ 自社直接輸入

自社が直接、通関手続きを行って、海外から仕入れた場合をいい、自社の関連会社、系列会社等を経由した場合も含める。

#### キ 食品製造業

生鮮・加工食品を原材料として仕入れ、その材料を用いて新たな食品を製造し、出荷・販売する事業所をいう。この中には、レストランのチェーン店や病院・学校等の集団給食用の集中調理施設（セントラルキッチン）を含む。

#### ク 食品小売業

流通経路の末端に位置し、食品を卸売業者、製造業者及び生産者から仕入れ、一般消費者に販売する事業所をいう。この中には、製造した食品をその場で一般消費者等へ販売する事業所や一般消費者へ販売することを目的とする通信販売・訪問販売等を行う無店舗販売を営む事業所を含む。

#### ケ 自社採捕・養殖

調査対象となった事業所において水産動植物を採捕又は養殖し、それを仕入れた場合をいう。

(2) 仕入形状区分

ア フィレー

頭・えら・内蔵を除去した状態の魚を背骨にそって切り、二枚又は三枚におろした状態のものをいう。

イ 魚肉（すり身）

フィレーの状態のものから、五枚おろし、輪切り等を行い、切り身にした状態のもの及びすり身にした状態のものをいう。

ウ 乾燥

水産物を生のまま又は施塩、煮熟した後に乾燥したもので低温乾燥（凍乾品）、釜揚げ品を含む。

エ その他

上記ア～ウ以外の仕入形状をいい、例えば、缶詰、くん製品、節製品などをいう。

16 利用上の注意

(1) 統計表中に使用した符号は次のとおりである。

「-」：事実のないもの。

「0」又は「0.0」：単位に満たないもの。

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの。

(2) 統計表の表示単位未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課 消費統計室 流通構造統計班

電話（代表） 03（3502）8111 内線 2869

（直通） 03（3591）0783